

広島県告示第九百六十三号

国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成十九年十月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

平成十九年七月二十七日から平成二十年一月三十一日まで

三 作業地域

広島市佐伯区湯来町白砂地内